

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C支店（以下「事業場」という。）に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間限定で雇用され、事業場敷地内に所在する倉庫において、仕分業務に従事していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、仕分作業に従事していたとき、同じ作業をしている同僚にからまれ、背中をラックに強打し、両手首から両腕、肩及び腰に激痛がはしり、捻挫や骨折をしたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院を受診し「両手関節周囲炎、変形性腰椎症」と、同年〇月〇日、E整形外科を受診し「左・右上腕骨外側上顆炎、筋筋膜性腰痛症」と、同月〇日、F病院を受診し「両側前腕痛、腰椎症」と、同月〇日及び〇日、G病院を受診し、「腰部痛、椎間板変性、両側前腕痛、手関節痛」と各々診断された（以下、これら傷病名を合わせて「本件傷病」という。）。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、上肢等に負担のかかる作業に相当期間従事した後に本件傷病を発症したと主張するので、以下検討する。

(2) ところで、上肢作業に係る疾病の業務起因性の判断については、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えてるので、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間アルバイトとして雇用され、夏の繁忙期に重い荷物の仕分作業を始めて2週間ほど経過した頃から体の痛みを感じ、同月○日には同僚に体を押され背中をラックに強打し、払いのけようとして腕に激痛を感じ、同年○月に入ってから痛みが我慢できなくなった旨主張している。

(4) H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「両手関節周囲炎等は、就労による疼痛出現の可能性は否定し得ない」と述べている。

また、I医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「左・右上腕骨外側上顆炎は、重いものを持った際、他人にからまれたのちより出現。両肘を中心に圧痛を認めた。可動域制限は認めない。レントゲン上異常所見は認めない。」と述べている。

さらに、J医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「両前腕

部痛等の発生は、繰り返す運搬作業による」と述べている。

- (5) これらのことから、仮に、請求人が従事していた荷物の仕分作業が認定基準に定める「上肢等に負担のかかる作業」のうちの「上肢の反復動作の多い作業」に該当するとしても、当該作業への従事期間は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの2か月である。また、請求人は、同年年初にも同作業に従事していた旨主張するが、年初から事業場における作業の従事開始までの間に約6か月が経過しており、上肢に過度の負担のかかる業務から離れた場合には症状は軽快するとされていることからすると、請求人の主張は採用できない。

よって、認定基準で定める「相当期間」(原則として6か月程度以上をいう。)には満たないことから、決定書理由に説示するとおり、当審査会においても、当該要件に該当するとは認められないものであると判断する。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日には同僚に体を押され背中をラックに強打し、払いのけようとして腕に激痛を感じた旨主張するが、決定書理由に説示するとおり、当審査会においても、上記の出来事の実態は認められるが、同出来事が業務に起因して発生したものとは、認められないものである。

- (6) 以上のことから、請求人に発症した本件傷病と業務との間に相当因果関係を認めることはできない。

- (7) なお、請求人の主張について、改めて子細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。